

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年11月4日付けで行った文書「① 駐車場の違法コンテナに係る履行確認書 ②上記現地確認時（10月25日）の報告書」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和4年11月18日付け4瀬都第341号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年11月4日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年11月18日付け4瀬都第341号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた「②上記現地確認時（10月25日）の報告書」の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 都市計画課が作成した履行確認書における令和4年10月25日の記録には「現地確認を行う。状況に変化なし。」とだけ書かれており、誰が出張し、誰が対応したのか。どのようなやり取りがあったのか。全く分からない。

イ 令和4年10月25日に公用車が1時間30分使われている。4月1日の交通日誌を参考にすれば、30分間は現地に滞在していた、と考えられる。報告書は当然作成されなければならない。

ウ 請求人は、条例で保障されている市民の「知る権利」を、問答無用に著しく侵害されている。是正指導の進捗状況も知ることができず、昨今の異常気象、今後予想されている大地震などが心配され、住民の不安は募るばかりである。今からでも報告書は作成されるべきであり、市民の知る権利を保障していただきたい。

エ 以上の観点から本件処分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 請求文書である「②上記現地確認時（10月25日）の報告書」は、違反建築物に対する是正指導の際に作成された指導の報告書であり、是正指導は令和4年10月6日付け「建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書」の提出をもって終了している。

(2) それ以降の現地確認の際には、履行確認書のみを作成している。そのため、「②上記現地確認時（10月25日）の報告書」は作成しておらず、不存在により不開示と

する原処分は妥当である。

#### 4 審査請求に係る経過

令和4年11月4日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出  
令和4年11月18日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付  
令和5年2月15日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和5年2月22日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼  
令和5年3月7日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和5年3月13日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼  
令和5年3月30日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和5年5月24日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施  
令和5年6月7日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出  
令和5年9月11日 第1回審査

#### 5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

不開示（不存在）とされた現地確認時の報告書（以下「現地確認報告書」という。）は、以前（令和2年3月23日、同年6月15日、同年7月7日）の現地確認の際には作成されていた。

その後、令和3年10月6日に建築物所有者から瀬戸市長へ、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書（以下「12条報告書」という。）が提出された。それ以降、現地確認報告書を開示請求しても不開示（不存在）とされるようになった。

また、12条報告書内の「不適合箇所是正期限」の欄は、「未定」とされたまま提出されており、いつまでには是正が行われるかが約束されておらず、この点も問題があると考えている。

今後もし是正に向けて継続的な働きかけが必要な中、現地確認報告書が作成されなければ、課内の情報共有も異動の際の引継ぎも不可能であり、住民への説明責任も果たすことができない。そのため、現地確認報告書は必ず存在するはずである。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 以前は作成されていた現地確認報告書が作成されなくなった理由を処分庁に確認した。

処分庁は、是正指導の段階では現地確認報告書を作成していたが、建築物所有者が12条報告書を提出して、違反箇所を認識したことを契機に、是正履行の段階に移ったとしており、それ以降は是正履行における履行確認書のみを作成しているとの説明であった。

イ 国土交通省からは、「コンテナを利用した建築物に係る違反对策の徹底について」

という通知が複数回出ており、違法コンテナに対する是正指導の徹底を促す内容であるが、その通知があっても現地報告書を作成する必要は無いのかを処分庁へ確認した。

処分庁は、是正の履行確認において、法的に作成が義務付けられた報告書は無く、瀬戸市においては、履行確認書により違反是正の進捗管理を行っているとのことであった。

ウ 上記を踏まえ、改めて現地確認報告書の作成をしていないか確認した。処分庁は作成をしていないとの回答であった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、不開示とされた公文書「②上記現地確認時（10月25日）の報告書」は存在しないという結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の文書作成等について、補足的に意見を付す。

上記3（2）にあるとおり、12条報告書の提出を境に、現地確認報告書の作成に代えて、履行確認書の作成をしていることは理解ができる。しかし、履行確認書における現地確認の記載は1行足らずであり、現地で誰とどのような確認をしたかが記載されていない。また、処分庁は、是正履行の時期が未定である場合に、行政として履行確認だけ行えば良いかのような弁解をしていたが、違法状態を継続している状況には変わらない。書式や行政指導の段階が変わろうとも、必要に応じて記録することは、すなわち、適切な行政を行うことの証しとなるうえに、適切な是正措置の管理ともなりうる。この点でも、詳細に記録する重要性は不変であり、現状の履行確認書における記録では十分とは言い難い。

条例第1条に定める「情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」という情報公開制度の基本に立ち返り、市民への説明責任を果たすため、また組織内の正確な情報共有を行い、適切な行政運営を行うために、記載事項等を再考し、第三者が見てもわかり易い文書の作成をするよう今後の事務の改善に努められたい。